

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔府 令〕

○児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令
(内閣府七二)

〔省 令〕

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(法務四五)
○家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令(農林水産五四)

〔告 示〕

○児童福祉法施行規則第五条の二の十二第二項第七号の規定に基づき子ども家庭庁長官が定める基準
(子ども家庭庁一四)

〔官庁報告〕

官庁事項
牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について
(農林水産省)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

国立研究開発法人防災科学技術研究所令和四事業年度財務諸表、日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

会社決算公告

四

五

六

六

○内閣府令第七十二号

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び児童福祉法を実施するため、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令を次のように定める。

令和五年十一月十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

府

令

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うことも家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令
 (児童福祉法施行規則の一部改正)

第一条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定のものに改め、改正前欄及び改正後欄にそれぞれ掲げるその標記部分が二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、その標記部分が同一のものに改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後 改正前

目次

「第一章・第一章の二 略」
 第一章の三 児童福祉司(第五条の二の二―第六条の二)
 第一章の四 保育士(第六条の二―第六条の三十七)
 「第二章―第四章 略」

附則

第一条の二 法第六条の二の二第二項に規定する内閣府令で定める便宜は、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援とする。
 第一条の二の二 法第六条の二の二第三項に規定する内閣府令で定める施設は、法第四十三条に規定する児童発達支援センターその他の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を適切に供与することができる施設とする。
 第一条の二の三 法第六条の二の二第四項に規定する内閣府令で定める状態は、次に掲げる状態とする。

「一・二 略」

第一条の二の四 法第六条の二の二第四項に規定する内閣府令で定める便宜は、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに生活能力の向上のために必要な支援とする。

第一条の二の五 法第六条の二の二第五項に規定する内閣府令で定める施設は、乳児院、保育所、児童養護施設、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という)、小学校(義務教育学校の前期課程を含む)及び特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という)第二条第六項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という)。(保育所又は幼稚園であるものを除く。第二十四条及び第三十六条の三十五第一項を除き、以下同じ。)その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設とする。

第一条の二の六 法第六条の二の二第七項に規定する同項に規定する障害児支援利用計画案(以下「障害児支援利用計画案」という)に係る内閣府令で定める事項は、法第二十一条の五の六第一項又は第二十一条の五の八第一項の申請に係る障害児及びその家族の生活に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障害児通所支援を提供する上での留意事項とする。

② 法第六条の二の二第七項に規定する障害児支援利用計画に係る内閣府令で定める事項は、障害児及びその家族の生活に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障害児通所支援を提供する上での留意事項とする。

目次

「第一章・第一章の二 同上」
 第一章の三 児童福祉司(第五条の二の二―第六条)
 第一章の四 保育士(第六条の二―第六条の三十七)
 「第二章―第四章 同上」

附則

第一条の二 法第六条の二の二第二項に規定する内閣府令で定める便宜は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練の実施とする。
 第一条の二の二 法第六条の二の二第四項に規定する内閣府令で定める施設は、法第四十三条に規定する児童発達支援センターその他の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を適切に供与することができる施設とする。
 第一条の二の三 法第六条の二の二第五項に規定する内閣府令で定める状態は、次に掲げる状態とする。

「一・二 同上」

第一条の二の四 法第六条の二の二第五項に規定する内閣府令で定める便宜は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練の実施とする。

第一条の二の五 法第六条の二の二第六項に規定する内閣府令で定める施設は、乳児院、保育所、児童養護施設、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という)、小学校(義務教育学校の前期課程を含む)及び特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という)第二条第六項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という)。(保育所又は幼稚園であるものを除く。第二十四条及び第三十六条の三十五第一項を除き、以下同じ。)その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設とする。

第一条の二の六 法第六条の二の二第八項に規定する同項に規定する障害児支援利用計画案(以下「障害児支援利用計画案」という)に係る内閣府令で定める事項は、法第二十一条の五の六第一項又は第二十一条の五の八第一項の申請に係る障害児及びその家族の生活に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障害児通所支援を提供する上での留意事項とする。

② 法第六条の二の二第八項に規定する障害児支援利用計画に係る内閣府令で定める事項は、障害児及びその家族の生活に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障害児通所支援を提供する上での留意事項とする。

第十八条の三十四 法第二十一条の五の十五第四項(第二十一条の五の二十第二項において準用する場合を含む。)の内閣府令で定める基準は、法人であることとする。ただし、法第六条の二の第二項に規定する児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請についてはこの限りでない。

〔② 略〕

第十八条の三十五 指定障害児通所支援事業者は、次の各号に掲げる指定障害児通所支援事業者が行う指定通所支援の種類に^レ応じ、当該各号に定める事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定障害児通所支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第十八条の二十七第一項第四号、第十八条の二十八第一項第四号、第十八条の二十九第一項第四号、第十八条の二十九の二第一項第四号及び第十八条の三十第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 児童発達支援(肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く)、第十八条の二十七第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に限る)、第五号、第七号及び第八号に掲げる事項
- 二 児童発達支援(肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る)、第十八条の二十八第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に限る)、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項

〔三〇五 略〕

第十八条の三十六 法第二十一条の五の二十二第二項及び第二十一条の五の二十七第五項において準用する法第十九条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の四様式のとおりとする。

〔②〇五 略〕

第十八条の三十七 法第二十一条の五の二十六第一項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定障害児通所支援事業者 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)の選任をすること。
- 二 指定を受けている事業所の数が二十以上百未満の指定障害児通所支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。
- 三 指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児通所支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

第十八条の三十四 法第二十一条の五の十五第四項(第二十一条の五の二十第二項において準用する場合を含む。)の内閣府令で定める基準は、法人であることとする。ただし、法第六条の二の第二項に規定する医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請についてはこの限りでない。

〔② 同上〕

第十八条の三十五 指定障害児通所支援事業者は、次の各号に掲げる指定障害児通所支援事業者が行う指定通所支援の種類に^レ応じ、当該各号に定める事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定障害児通所支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第十八条の二十七第一項第四号、第十八条の二十八第一項第四号、第十八条の二十九第一項第四号、第十八条の二十九の二第一項第四号及び第十八条の三十第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 児童発達支援 第十八条の二十七第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に限るものに限る)、第五号、第七号及び第八号に掲げる事項
- 二 医療型児童発達支援 第十八条の二十八第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に限るものに限る)、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項

〔三〇五 同上〕

第十八条の三十六 法第二十一条の五の二十二第三項及び第二十一条の五の二十七第五項において準用する法第十九条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の四様式のとおりとする。

〔②〇五 同上〕

第十八条の三十七 法第二十一条の五の二十六第一項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定障害児事業者等(指定発達支援医療機関(法第六条の二の第三項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。)の設置者を除く。以下この条において同じ。) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)の選任をすること。
- 二 指定を受けている事業所の数が二十以上百未満の指定障害児事業者等 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。
- 三 指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児事業者等及び指定発達支援医療機関の設置者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。